

## 議 第 1 3 号 議 案

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書の提出について  
選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年9月27日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

### 提 案 理 由

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書

民法第750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めているが、世界で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけである。国連の女子差別撤廃委員会は日本政府に対して3度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能とする法整備を勧告している。夫婦別姓を可能とする法改正を進めていくべきである。

結婚時に改姓するのは、2022年時点で約95%が女性である。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしている。多くの女性において、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったという例があり、さらには旧姓の通称使用においても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱えている。

家族の在り方は多様化し、夫婦・家族のかたちは様々である。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが必要である。

夫婦同姓の強要は戦前の家制度の名残である。1996年には法務省の法制審議会が民法改正について答申したが、実現されないまま四半世紀が経過している。近年の世論は選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも意見書が採択されている。日本経済団体連合会などからも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、早期導入を求める要望が出されている。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正して選択的夫婦別姓制度を早期に導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様